伊丹市立学校課外部活動に伴う兵庫県大会等出場助成要綱

（令和５年７月改定）

（目的）

第１条　この要綱は，伊丹市立学校の課外部活動の成果として，児童または生徒が兵庫県大会，近畿大会および全国大会またはこれらに準ずる大会（以下「県大会等」という。）に出場する場合に，助成金を交付することにより，保護者の経済的負担の軽減を図るとともに，県大会等の出場を奨励し，スポーツおよび文化の振興に寄与することを目的とする。

（資格）

第２条　助成金の交付を受けることができる者は，伊丹市立学校に在学する児童または生徒で当該学校の課外部活動の成果として次項に規定する大会に出場する者（以下「大会出場者」という。）の保護者および大会出場者の保護者で構成される団体のうち次に掲げる要件を満たすもの（以下「対象保護者等」という。）とする。

　⑴　部活動ごとに組織された団体であること。

　⑵　その団体に係る部活動に所属する大会出場者の保護者のすべてが団体の構成員に含まれていること。

　⑶　金融機関に団体名義の預金口座を有していること。

２　助成金の対象となる大会は，次の各号に掲げる県大会等のうち市長が認定したものとする。ただし，第３号に掲げる大会については，文化関係の課外部活動にのみ適用するものとする。

1. 国または地方公共団体が主催または共催する大会
2. 学校体育団体または学校文化団体が主催または共催する大会
3. 公益法人が主催または共催し，文化の振興に寄与すると認められる大会
4. その他大会の規模等を考慮し，市長が特に認める大会

（助成金）

第３条　助成金の額は，大会出場者１人につき，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める額とする。ただし，兵庫県大会が市職員等の旅費に関する条例（昭和３１年条例第４００号。以下「条例」という。）第７条に規定する近接地で開催される場合においては，助成金は交付しないものとする。

⑴ 兵庫県大会に出場する場合，次に掲げる額の合計額

 ア　往復交通費の２分の１に相当する額

 イ　２，０００円に出場日数（３日を限度とする。）を乗じて得た額

⑵ 近畿大会に出場する場合，次に掲げる金額の合計額

 ア　往復交通費の２分の１に相当する額

 イ　３，０００円に出場日数（３日を限度とする。）を乗じて得た額

⑶ 全国大会に出場する場合，次に掲げる金額の合計額

 ア　往復交通費の２分の１に相当する額

 イ　４，０００円に出場日数（３日を限度とする。）を乗じて得た額

２　前項の規定にかかわらず，就学困難な児童および生徒に対する就学奨励についての援助に関する規則（昭和４９年伊丹市教育委員会規則第３号）第３条の規定による援助を受けている者が県大会等に出場する場合において，当該大会に出場するために必要な交通費と宿泊費（以下「実費相当額」という。）が前項の規定により算出された金額を超えるときは，実費相当額を助成金の額とする。ただし，兵庫県大会が条例第７条に規定する近接地で開催される場合においては，助成金を交付しないものとする。

３　往復交通費の算定については，条例第５条の規定を準用する。

（助成金の交付申請等に係る事務の委任）

第４条　助成金の交付を受けようとする対象保護者等（保護者で構成される団体を除く。）は，次に掲げる事項に係る権限を，児童または生徒が在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）に委任できるものとする。

⑴　助成金の交付申請に関すること。

⑵　助成金の請求に関すること。

⑶　助成金の受領に関すること。

２　前項の委任を受けた学校長は，当該対象保護者等の委任状を市長に提出するものとする。

（交付申請）

第５条　助成金の交付を申請しようとする者は，県大会等終了後，３０日以内に兵庫県大会等出場助成金交付申請書（様式第１号）に兵庫県大会等出場実績報告書（様式第２号）を添えて市長に提出しなければならない。ただし，３月２日から３月末日までの間に終了する県大会等にあっては，当該年度の３月末日までに市長に申請書を提出するものとする。

２　前項の規定による申請（前条第1項の規定により委任を受けた学校長が申請する場合を除く。）は，学校長を経由して行うものとする。

（交付決定）

第６条　市長は，前条の申請書を受理したときは，速やかにその内容を審査し，助成金交付の可否を決定し，兵庫県大会等出場助成金交付・不交付決定通知書（様式第３号）を当該申請者に送付しなければならない。

（請求）

第７条　助成金の交付決定の通知を受けた者は，兵庫県大会等出場助成金請求書（様式第４号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（交付）

第８条　市長は，前条の請求書を受理したときは，当該請求者に助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第９条　市長は，対象保護者等が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたときは，その助成金の交付決定を取り消し，既に交付した助成金の全部または一部を返還させるものとする。

（細則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施に関し必要な事項は，別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は，平成５年４月１日から施行する。

　（近畿大会等出場費用の助成に関する要綱の廃止）

２　近畿大会等出場費用の助成に関する要綱は（以下「旧要綱」という。），廃止する。

（経過措置）

３　この要綱の施行の日前に旧要綱の規定に基づき助成金の交付申請をした者またはこの要綱の施行の日後に旧要綱の規定により助成金の交付申請をしようとする者の助成金については，なお従前の例による。

４　この要綱は，平成５年４月１日以後に開催される大会の出場者について適用する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は，平成３０年７月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は，令和５年７月１４日から施行する。

（経過措置）

２　令和６年３月３１日までの間にこの要綱による改正前の伊丹市立学校課外部活動に伴う兵庫県大会等出場助成要綱による様式により提出された申請書その他の書類は，この要綱による改正後の伊丹市立学校課外部活動に伴う兵庫県大会等出場助成要綱による様式により提出されたものとみなす。